

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型

	サービス名	サービス内容	対象者	対象者の判断基準	サービス提供者	実施方法	コード	単価	利用者負担	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント委託単価
訪問型サービス	訪問介護 (現行相当)	本人の心身の状況に応じた、専門的な身体介護・生活援助	認知機能の低下者、日常生活に支障のある疾患のある者等	要支援1.2と認定された者を基本とする(または要支援1.2相当と判断された者)	訪問介護事業所	事業者指定	A1 (A2)	月ごとの包括払い(国の示す単価) 要支援1相当…週1回利用11,760円/月 要支援2相当…週2回利用23,490円/月 初回加算…2,000円 処遇改善加算…有	1割 (所得に応じて2、3割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画作成	4,200円/件  初回のみ 初回加算 3,000円 連携加算 3000円
	生活支援サービス (基準緩和A)	生活援助 (掃除・洗濯・調理等)	日常生活に支障のある疾患のある者	認定がなく基本チェックリスト等で判断された者を基本とする	訪問介護事業所 (基準は緩和 -訪問介護員または一定の研修受講者)	事業者指定	A3	月ごとの包括払い 週1回利用10,500円/月	1,050円/月	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画必要に応じて作成	
	軽度生活援助サービス (基準緩和B)	簡易な生活援助 (簡単な調理・掃除・玄関先でのゴミの分別・買物代行等)	高齢者のみ世帯の虚弱高齢者	基本チェックリスト等で判断された者	シルバー人材センター	委託	X	1回ごとの出来高払い 2,100円/回	200円	ケアマネジメントC 初回ケアマネジメントのみ 個別サービス計画任意	
通所型サービス	通所介護 (現行相当)	食事・入浴などのサービスや生活機能向上のための体操や筋力トレーニングなど	認知機能の低下者、日常生活に支障のある疾患のある者等	要支援1.2と認定された者を基本とする(または要支援1.2相当と判断された者)	通所介護事業所	事業者指定	A5 A6	月ごとの包括払い(国の示す単価) 要支援1…週1回利用17,980円/月 要支援2…週2回利用36,210円/月 運動器加算…2,250円/月 事業所評価加算…1,200円/月 処遇改善加算…有	1割 (所得に応じて2、3割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画作成	
	ミニデイサービス (基準緩和A)	運動・リクリエーション等	自立支援が必要で、閉じこもり傾向にある高齢者	基本チェックリスト等で判断された者を基本とする	通所介護事業所 (基準は緩和 -従事者は必要数、資格要件無、3㎡×利用定員)	事業者指定	A7	月ごとの包括払い 週1回利用16,100円/月	1,610円/月	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画必要に応じて作成	
	(新規) 四つ葉のひろば (通所型サービスB)	体操、運動等の活動支援	閉じこもり傾向にある高松地区の高齢者	基本チェックリスト等で判断された者を基本とする	市内医療機関	委託	X	1回ごとの出来高払い 2,000円/回	200円/回	ケアマネジメントC 初回ケアマネジメントのみ 個別サービス計画任意	

訪問型サービス内、通所型サービス内でのサービスの併用は出来ない。

- ※ 介護予防ケアマネジメントA: 指定を受けた事業所のサービス、訪問型・通所型サービスCを利用する場合 アセスメント-ケアプラン原案作成- サービス担当者会議 - 利用者への説明・同意-ケアプランの確定・交付- サービス利用開始- モニタリング(給付管理)
- 介護予防ケアマネジメントB: 指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合 アセスメント-ケアプラン原案作成-(サービス担当者会議)- 利用者への説明・同意-ケアプランの確定・交付- サービス利用開始- モニタリング(適宜)
- ※ 介護予防ケアマネジメントC: 補助・助成サービスやその他の生活支援サービスを利用する場合 アセスメント-ケアマネジメント結果案作成 - 利用者への説明・同意-ケアプランの確定・送付- サービス利用開始